

奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県議会議長 中野 雅史

奈良県議会規則第二号

奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良県議会傍聴規則（昭和四十年四月奈良県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（傍聴席に入ることができない者）」に改め、同条第一項中「次のいずれかに」を「次に」に改め、同条第一号中「銃器」の下に「棒」を加え、「危険なものを持っている」を「人に危害を加えるおそれのある物を携帯している」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場及び委員会の会議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議等を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第五条第一項第五号中「議事」を「会議等」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同条に次の二項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第七条を次のように改める。

（傍聴人の守るべき事項）

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

一 静粛にすること。

二 議場及び委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場及び委員会の会議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議等を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。